

予防接種 令和6年度 (令和6年4月~令和7年3月)

小児の予防接種



※白抜きの時期が公費助成期間です (①~④は回数を表す標準接種時期)

詳細は「予防接種と子どもの健康」(説明書)をご覧ください
令和6年4月1日現在(法律の改正等に変更する場合があります)

ワクチンの種類		接種回数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月・8か月	9か月・11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳~26歳	予診票の郵送時期	
生ワクチン(経口)	ロタウイルス	2回	6週~	①	②				~24週0日																			◆R6.4月生~ <生後1か月頃> ロタウイルス.....3枚 B型肝炎.....3枚 小児肺炎球菌.....4枚 5種混合.....4枚 BCG.....1枚 水痘.....2枚	
	ロタリックス(1価) ロタテック(5価)	3回	6週~	①	②	③			~32週0日																				
不活化ワクチン	B型肝炎	3回		①	②				③	~1歳未満																		◆R5.4月生~R6.3月生まで <1歳誕生月> ※ヒブ.....1枚 小児肺炎球菌.....1枚 ※4種混合.....1枚 水痘.....2枚 (※R6.2~3月生は5種混合を1枚)	
	小児の肺炎球菌	4回		①	②	③				④				~5歳未満															
	5種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)	4回		①	②	③					④							~7歳半未満											
	4種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)	4回		①	②	③					④							~7歳半未満											
	ヒブ	4回		①	②	③					④							~5歳未満											
生ワクチン(注射)	BCG	1回					①			~1歳未満																		1期:◆R6.4月生~ 生後1か月頃 ◆R5.4月生~R6.3月生 1歳誕生月 2期:年長になる年の4月	
	水痘(水ぼうそう)	2回								①	②	~3歳未満																	
	MR(麻しん風しん混合)	第1期:1回 第2期:1回									①				②	年長児 相当期間													
不活化ワクチン	日本脳炎	第1期:3回 第2期:1回												①②	③													1期:3歳誕生月 2期:9歳誕生月 ・特例対象者:接種を希望される方は保健センターまでお問い合わせください	
	2種混合(ジフテリア、破傷風)	1回																			①	~13歳未満							
	ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん) 2価・4価・9価	・2回 (9価1回目を15歳まで に接種した場合) ・3回																											11歳の誕生月
任意予防接種	生ワクチン(注射) おたふくかぜ	初回のみ 2500円まで助成																										◆R6.4月生~ 生後1か月頃 ◆R5.4月生~R6.3月生まで 1歳誕生月	
	不活化ワクチン インフルエンザ	13歳未満:2回 13歳以上:1回 1回あたり1500円助成																										予診票は医療機関に設置	

予防接種を受ける時の注意

※市の助成を受けて接種するには、**取手市の予診票が必要**となります

1 接種前に

- ◆ 予防接種をスムーズに進めて行くためには、事前に配布されている説明書を読み、対象年齢、接種間隔、回数をよく確認してください。接種後に規定外の接種が認められた場合は全額自己負担となりますのでご注意ください
- ◆ 医療機関によって、予防接種の対応状況等が異なりますので、**事前に予約した上で**受診してください
- ◆ ワクチンは医師の判断で数種類を同時に接種することもできます。主治医に相談し、接種方法をご確認ください
- ◆ 取手市に住民票がない方・対象年齢でない方は、市の予診票は使用できません。転出日が接種日と同日の場合は取手市で接種費用の助成はできませんので、転出先の市町村で予診票を交換してください
例) 4月2日の午前中に取手市で予防接種を行い、午後転出先に異動日を4月2日として転出届を出した
→ 4月2日は転出先の住民となるため、取手市民と認められず午前中に接種した費用は被接種者に請求されることとなります
- ◆ お子さんが予防接種を受けるときは、保護者(父か母)同伴が原則となります。祖父母等が同伴する場合は、接種するときに『取手市予防接種委任状』を予診票と一緒に医療機関に提出してください。委任状は右の市ホームページからダウンロードできます



2 接種時に

- <当日の持ち物>
医療機関に取手市の予診票、住所のわかるもの(マイナンバーカード等)、母子健康手帳や予防接種済証を持参し予防接種を受けます
- ◆ 転入や紛失等で取手市の予診票がない方は交付いたしますので、保健センターまでお越しください(子どもの場合は必ず母子健康手帳を持参)
 - ◆ 急性の病気で薬を飲んでいたり、明らかに発熱している方(37.5℃以上)は接種できません

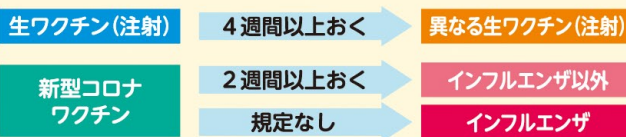
3 接種後に

- ◆ 予防接種を受けた後、30分程度は医療機関で様子を見るようにしましょう
- ◆ 予防接種後に、発熱・はれなどの症状が出た場合には、接種した医師にご相談ください



接種間隔

- ◆ 同じ種類のワクチンを複数回接種する場合、それぞれのワクチンに定められた間隔があります
- ◆ 違う種類のワクチンを接種する場合の接種間隔も定められています



予防接種には、定期接種と任意接種があります

仕組みや救済制度が異なります。詳細は市のホームページをご覧ください

◆ 定期予防接種 ◆

長期里帰り出産・入院・入所により、委託医療機関以外で受ける場合、市が発行した「定期予防接種実施依頼書」が必要です。予防接種を受ける前に必ず保健センターにお問い合わせください

◆ 任意予防接種 ◆

- ① 市内委託医療機関で接種したもののみが助成の対象です
- ② 小児インフルエンザ・おたふくは、守谷市・利根町の一部委託医療機関でも助成可能です



【定期予防接種実施依頼書とは】

予防接種法により、予防接種を実施する医療機関等のある市町村長、院長または施設長に対して市民への接種を依頼する文書です。この文書があることでその予防接種を市が定期予防接種と認め、予防接種により健康被害が生じた際の救済措置を取手市が講じることが可能です